

第14回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年10月24日  
 告示番号 第10号  
 会議年月日 令和元年10月28日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 金 野 隆  
 企画係長 千葉 奈津枝  
 主 査 西 卷 孝 志

本日の案件 第14回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時40分

議	長	<p>本日の出席委員は21名であります。                  定足数に達しておりますので、第14回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、5番 鈴木 勝 委員、14番 畠山 信吾 委員より欠席する旨の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名するにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に6番 佐藤 徹 委員、7番 佐藤 均 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、千葉係長、西卷主査を指名いたします。</p>
議	長	<p>議案審議に入ります。</p> <p>「報告第29号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>それでは、1ページをお開き願います。                  報告第29号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年10月21日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定をしたもので、記載の第1号から9ページの第16号までの16件、14名の方からの相続による届出に対して受理と決定をしたものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対して、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第29号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第29号の質疑を終わります。

次に、「報告第30号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

それでは、10ページをお開き願います。

報告第30号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、3筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ現状変更する農

議 長  
議 長  
局 長

地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりであります。現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土による整備分となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第30号」の説明を終わります。

ご質問がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

なければ、報告第30号の質疑を終わります。

次に、「議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

11ページをご覧ください。

議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請1件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第2号については、譲受人が既に自らの耕作地と一体で管理をしており、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第3号については、貸付人は一関市となりますが、旧大東町所有の農地を、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けようとするものです。

この農地は現在も賃貸借中ですが、期限が令和元年10月31日までとなっております、その更新となるものです。

賃貸借期間は、記載のとおり令和4年10月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請でございます。

12ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもの

で、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第6号については、譲受人が隣接地を取得し自らの耕作地と一体化した利用を行いたいため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第98号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条、一関地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和元年10月15日、火曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、松岡委員、農地利用最適化推進委員 阿部 正明 委員、遠藤 清春 委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主任。

報告内容、第1号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われれます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法第3条現地調査報告、大東地域を申し上げます。

現地調査日、令和元年10月11日、金曜日、午前9時30分より行いました。

現地調査員、農業委員 小山委員、そして私 畠山、農地利用最適化推進委員 武田委員、それから事務局職員 阿部主任主事、支所職員 熊谷産業経済課主査、5名で行いました。

報告内容、第2号及び第3号について、別紙現地調査書のお

議 長

6番  
佐藤 徹 委員

議 長

21番  
畠山 潔 委員

議 長	<p>り現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断した。</p>
15番 遠藤 勝幸 委員	<p>以上でございます。      ありがとうございます。      次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。      農地法第3条、川崎地域、現地調査報告書。      現地調査日、令和元年10月15日、午前9時より行いました。      現地調査員、農業委員は私です。      農地利用最適化推進委員は高橋委員、小野寺委員です。      支所職員として菅原産業経済課補佐です。      報告内容、第4号及び第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま</p>
議 長	<p>ありがとうございます。      次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。      藤沢地域にかかわります農地法第3条の現地調査報告を申し上げます。      現地調査日、令和元年10月11日、午後1時半からでございます。</p>
10番 佐藤 和威治 委員	<p>現地調査員といたしまして私と農地利用最適化推進委員 伊藤、佐藤両名でございます。      事務局職員 金野局長補佐、支所からは鈴木農林係長及び佐藤主事が出席をしております。      報告内容でございますが、第6号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認並びに航空写真等により調査をいたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われるというところでございます。</p>
議 長	<p>以上であります。      ご苦労様でした。      以上で現地調査の結果についての説明を終わります。      審議願います。</p>
議 長	<p>(なしの声あり)      審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。      (異議なしの声あり)</p>

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第98号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、13ページをお開き願います。

議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明をいたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により申請があったので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は全部で15件で、一関地域が9件、大東地域が4件、千厩地域が1件、川崎地域が1件でございます。

初めに第1号でございます。

市道幸町市役所前線他配水管敷設替工事に伴いまして、現場事務所、資材及び重機置き場として令和2年3月19日まで賃貸借して一時転用申請するもので、農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

第2号は、譲受人が一般住宅用地4区画を宅地分譲整備したいために転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

第3号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

14ページをお開きください。

第4号と第5号について、あわせてご説明いたします。

本案は、譲受人が一関修紅高校の下宿を運営管理しており、年々、入居者及び関係者が増加しており、その生徒や父兄から外で安全に運動できる場所と駐車場の増設の要望があり、転用申請

をするものです。

運動場はバドミントンコート2面とバレーコート1面の屋外コートで、駐車場は5台増設の計画でございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

次に、第6号から15ページの第9号までの4件、4筆についてあわせて説明をいたします。

本案は、磐井川流域関連一関公共下水道下谷地地区他枝線その3工事に伴って、仮設道路、資材及び重機置き場として令和2年3月31日まで賃貸借して一時転用申請するものです。

なお、貸付人及び転用理由等は各号に記載のとおりであり、借受人は同じ請負業者となっております。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

続きまして、16ページをお開きください。

16ページ、第10号から第12号までの3件、3筆についてあわせてご説明いたします。

本案は、大東町渋民、市道大洞地第2支線側溝修繕工事に伴いまして、工事用仮設道路に係る農地の一部について、令和2年4月30日まで賃貸借して一時転用申請するものでございます。

なお、貸付人及び転用理由等は各号に記載のとおりであり、借受人は同じ請負業者となっております。

農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

17ページをお開き願います。

第13号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用を申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第14号でございます。

市道千厩病院線配水管敷設替工事に伴って、仮設倉庫、資機材置き場、従業員駐車場5台、仮設トイレとして令和2年2月29日まで使用貸借して一時転用申請するもので、農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

議 長  
  
6 番  
佐藤 徹 委員

事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから、転用に問題はないものと考えます。

第15号でございます。

譲受人が隣地の一部を拡張し、宅地通路を整備したいため転用申請をするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

各申請の権利の種別や金額は記載されているとおりです。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第99号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法第5条の一関地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は3条と同様でございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から南西に約1kmの位置にあり、申請人が公共工事に伴う現場事務所及び資材置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと思われれます。

なお、本工事は一関市発注の「市道幸町市役所前線他配水管敷設替工事」であります。

第2号、申請地は、一関市役所から南西に約1.1kmの位置にあり、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われれます。

第3号、申請地は、一関インターチェンジから南西980mの位置にあり、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われれます。

第4号と第5号は、申請地は、JR一ノ関駅から東に約1kmの

位置にあり、申請人が下宿入居者及び関係者の運動場及び駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第6号から第9号まで、申請地は、一関インターから東に約680mに位置する赤荻字下谷地地内であります。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び重機、資材置き場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思ひます。

なお、本工事は、一関市発注の「磐井川流域関連一関公共下水道下谷地地区他枝線その3工事」であります。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査、大東地域でございます。

現地調査日と調査員については、3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号から第12号、申請地は、JR摺沢駅から北に約3kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が市道、南、北側が水路となっている。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び表土置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は一関市発注の「市道大洞地第2支線側溝修繕工事」であります。

第13号、申請地は、大東支所から南西に約1kmの位置にあり、周囲は東・北側が農地、西側が市道、南側が雑種地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道接続を予定としていることから、周辺農地には影響ない。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長  
21番  
畠山 潔 委員

議 長

12番  
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。  
現地調査日、令和元年10月11日、金曜日、午前9時30分より行  
いました。

現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠  
藤委員、同じく千葉委員、事務局職員 金野局長補佐、支所職員  
畠山産業経済課農林係長。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、次のとおり報告いたします。

第14号、申請地はJR千厩駅から北に910mの位置にあり、周囲  
は東・南側が雑種地、西側が市道、北側が農地となっている。

申請人が公共工事に伴う資機材置き場及び従業員用駐車場とし  
て一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は  
速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

なお、本工事は、一関市発注の「市道千厩病院線配水管布設替  
工事」であります。

以上、報告します。

議 長

ご苦労様です。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番  
遠藤 勝幸 委員

農地法第5条、川崎地域、現地調査報告書。

調査日、調査員は3条と同じであります。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第15号、申請地は、JR門崎駅から北に約2.4kmの位置にあ  
り、周囲は東・南側が農地、西側が鉄道用地、北側が宅地となっ  
ております。

申請人が自宅修繕の際に作業車が入れるスペースを確保するた  
め管理用道路を整備する計画であり、排水は雨水のみであること  
から周辺農地に影響はありません。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

議 長  
議 長  
局 長 補 佐

する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

挙手満場です。

よって、「議案第99号」を許可相当と決します。

次に、「議案第100号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは、18ページをご覧ください

議案第100号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についてご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請で、花泉地域1件、東山地域1件でございます。

初めに第1号を説明します。

本案は、転用事業者が当初、平成8年8月21日付で転用許可を受けた事業が、市況の悪化に伴いまして業績不振に陥ったために事業を断念せざるを得なかったものですが、その後、平成23年12月27日付で、転用事業者が計画変更承認許可を受けて「再生資源処理施設の建設」を主目的に造成工事を行う必要がありました。

しかし、その造成範囲の大きさによりまして、隣接する「農業用水」、これはため池でございますが、そちらへの影響が懸念され、その影響を最小限にするための設計変更などを種々検討したものでございますが、最善の対策を見出すことができず、事業を断念いたしました。

そのため、再生資源処理施設は別の土地を選定したほうが工期等で短縮されるので、その方向で計画を検討していくこととなりました。

今回の計画変更申請でございますが、社員用の福利厚生を目的とした公園を整備する計画から申請をするものでございます。

その下、第2号でございます。

転用事業者が平成31年1月21日付、農地法第5条による「公共工事に伴う現場事務所及び資材置き場」として一時転用許可を受けておりましたが、岩手県発注の「一般国道343号松長根橋（その2）橋梁補強工事」の工事請負契約期間が4か月延長されたために、一時転用期間を令和2年3月31日まで延長しようとするも

<p>議 長</p> <p>11番 石川 誠司 委員</p> <p>局 長 補 佐</p> <p>11番 石川 誠司 委員 局 長 補 佐</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>のです。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>以上で「議案第100号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>1号の計画ですが、これは図面等は出されているのでしょうか。</p> <p>図面等によって周囲の状況、例えばバーベキューをやったりする、何かのとき火災が起きないように何か水利があるとかないとか、いろいろな、トイレはどうなのかなどかとかないですか。</p> <p>ただいまの質問についてご説明をいたします。</p> <p>今回出されております計画については、土地利用計画図が出ております。</p> <p>内容について触れさせていただきますが、こちらの計画によりますと、公園施設というのは休憩スペース、具体的に言いますと、東屋であるとか遊歩道であるとか桜の植栽など、それから公園内の排水でございますが、基本的に排水はございませんが、地下浸透できる土質というふうな形になってございます。</p> <p>それから、社員用ということなので、会社外の人たちが使えるかどうかというについては、基本的に福利更生施設として整備したいということで申請が上がってございます。</p> <p>バーベキューの水利はどうなっているかというのについては。</p> <p>基本的に水、いわゆる給水はつけないそうです。</p> <p>あくまでも用具持ち込みで設置してまた撤去して帰るということで、水はないということでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第100号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p> <p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第100号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第101号 一関市農用地利用集積計画の決定につ</p>
---	---

局長補佐

いて」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

それでは、19ページをお開き願います。

議案第101号 一関市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

次のページ、20ページをお開きください。

本案に係る申請は、利用貸借が4件、所有権移転が3件、農地中間管理機構との個別案件1件、集団案件が120件でございます。

初めに20ページの利用権貸借についてですが、第1号と第2号については、花泉地域の賃貸借の申請でございます。

第3号については、大東地域の賃貸借の申請でございます。

次、21ページ、第4号については、千厩地域の賃貸借の申請であります。

次に22ページの所有権移転でございますが、第1号は一関地域の申請であり、第2号と第3号については藤沢地域の申請であります。

続いて、23ページをお開き願います。

農地中間管理機構との賃借権による個別案件ですが、第1号については一関地域の賃貸借に係る申請でございます。

24ページをご覧ください。

農地中間管理機構との賃借権による集団案件でございますが、第1号から30ページまでの第120号までは、川崎地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧ください。

また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定した要件において「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第101号」の説明を終わります。

次に、「議案第101号」の補足説明がありますので、局長より説明いたさせます。

局長

議案第101号についての補足説明になります。

資料のほう、46ページの資料をご覧いただきたいというふうに思います。

農用地利用集積計画についての再確認になりますけれども、申し訳ございませんが、補足説明ということでお願いを申し上げたいと思います。

まず、農用地利用集積計画でありますけれども、農地法ではなく、農業経営基盤強化法という法律に基づいて、作成をするところは市町村、市町村が作成するものというふうになってございます。

農地の貸し手と借り手、売り手と買い手、貸借や売買の条件等についてもこの計画に定めて公告をすることで利用権設定等の効果が発生するものです。

農業委員会の役割につきましては、市町村が農用地利用集積計画を定めて公告をするには、あらかじめ農業委員会の決定を得る必要があることから、総会議案として審議をお願いしているものとなります。

農用地利用集積計画による利用権設定等の要件についてですが、計画の内容が市町村基本構想に適合すること、農地の全てを効率的に利用すること、農作業に常時従事すること等とございますけれども、この内容は、農地法3条による申請の場合とほぼ同じ内容でありまして、事前に事務局で調査をして、計画に載せているというものでございます。

最後に、議案との関係を申し上げますと、通常案件と農地中間管理事業関係案件というものがございます。

議案で言いますと、20ページから22ページが通常案件になりまして、農地中間管理機構を通さない相対の案件、20ページ、21ページは賃貸借、22ページは売買の案件になります。

23ページから30ページまでが農地中間管理事業関係案件で、農地中間管理機構へ農地を貸し付けするものであります。

23ページは個別案件で、個人が貸し付けをするもの、24ページ以降は集団案件で、地域がまとまって農地を貸し付けして、地域集積協力金の受給を受けられるものということになります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

議長

以上で補足説明を終わります。

審議願います。

10番 佐藤 和威治 委員	局 長	<p>登記簿は山林で現況が畑というのが2番にありますけれども、今現在、現況で農地というふうな判断をする土地というのは、どの程度、農業委員会として押さえてあるものでしょうか。</p> <p>ただいまの登記簿上が農地以外のもので現況が農地のものの筆数はいくらぐらいあるかというお話だったと思いますけれども、筆数ということでは事務局のほうでは押さえてはいないところでございます。</p>
10番 佐藤 和威治 委員	局 長	<p>何でこれをお聞きするかというと、現況畑ですと申請があつてこの計画に載りました。</p> <p>この現況畑というのをどこで、どなたが確認して農業委員会の案件になる、山林であれば農業委員会の案件にはならない、そういうのはどこで、何をお聞きしたくて先ほど質問したかということ、農地台帳なりで現況畑ですというのが設定してあるということでこの議案に載ってきているということなんでしょうか。</p> <p>間違いなく、ここは現況農地だから農業委員会の案件になじみますよということの確認をとってこの議案は出ているんですか。</p> <p>ただいまのご質問ですけれども、2番の花泉町のこの物件につきましては、農地台帳のほうに農地として登載されていると、そういうことがございます。</p> <p>あとは、現状の確認をいたしまして、今回、農地としてこちらの計画のほうに登載したということでございます。</p>
	議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
	議 長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
	議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第101号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
	議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第101号」を可と決します。</p>
	議 長	<p>次に、「議案第102号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>それでは、31ページをお開き願います。</p> <p>議案第102号 農用地利用配分計画案に係る意見についてご説</p>

議 長  
局 長

明いたします。

一関市長より、32ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。

33ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借が18件でございます。

第1号は、一関地域に係る申請でございます。

第2号から34ページの第17号までは、川崎地域に係る申請でございます。

それから37ページ、第18号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の内容については記載のとおりでございます。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第102号」の説明を終わります。

なお、102号の補足説明がありますので、局長より説明いたさせます。

議案第102号の補足説明ということでございまして、47ページの資料をご覧いただきたいと思っております。

農用地利用配分計画についての再確認ということでございます。

農地中間管理機構は、先ほどご審議いただきました農用地利用集積計画によって借り受けした農地を、農用地利用配分計画を定めることによりまして、ほかの担い手に貸し付け、又貸しでございますけれども、貸し付けをいたします。

ここにおける農業委員会の役割でありますけれども、農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の作成を市町村に依頼いたします。

その場合に農業委員会の意見を聴くということになってございます。

それで、このような総会の議案として審議をお願いしているというふうになっているものでございます。

農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が決定をいたしまして、都道府県知事が認可・公告してその効果が発生するものでございます。

農業委員会の参画についてでございますが、法律の本文では、「市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とありまして、必要がなければ聴かなくてもいいようにもとれますが、法律を制定する際の衆議院及び参議院の附帯決議によりますと、市町村が農用地利用配分計画案を作成する際には、「農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること」と明記されているということでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第102号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第102号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、38ページをお開き願います。

議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についてをご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域1件、大東地域1件、千厩地域1件、藤沢地域1件でございます。

申請の内容でございますが、記載のとおりでございますのでご覧願います。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

以上で「議案第103号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

6番  
佐藤 徹 委員

まず一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法適用外現地調査、一関地域の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は3条、5条と同様でございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターから西に約5.3kmの位置にある巖美町八幡沢地内でございます。

平成10年ごろから耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまです。

21番  
畠山 潔 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査、大東地域でございます。

現地調査日と調査員については先ほどの3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、大東支所から南に4.1kmの位置にあり、周囲は東側が雑種地、西側が農地、南側が市道、北側が宅地となっている。

昭和60年ごろから農業用機械倉庫用地として利用しており、既に農地性は失われています。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

12番  
佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR小梨駅から南に5.7kmの位置にあり、

		<p>周囲は東側が市道、西側が道、南側が山林、北側が雑種地となっています。</p> <p>昭和60年ごろから耕作管理できず山林化しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上、報告します。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
10番		<p>藤沢地域の農地法適用外現地調査を報告いたします。</p>
佐藤 和威治 委員		<p>第4号の関係でございますけれども、申請地は、藤沢支所から西に約2.5kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が公衆用道路、北側が宅地となっているところでございます。</p> <p>平成8年ごろから宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われているものと確認をしております。</p> <p>以上であります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第103号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第103号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第104号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長 補佐		<p>それでは、議案書40ページをお開き願います。</p> <p>議案第104号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてをご説明いたします。</p> <p>一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。</p> <p>本案は、農業振興地域の整備に関する法律及び同法施行規則の規定により、市町村が農業振興地域整備計画の変更を行おうとす</p>

るときは、農業委員会の意見を聞くことと定められております。  
42ページをお開き願います。

記載されているとおり、本議案に係る申請は、農用地区域から除外申請が49件、農用地区域への編入申請が8件でございます。

初めに農用地区域からの除外申請ですが、除外番号1号から番号9号までは、一関地域に係る申請です。

番号10号から32号までの23件は、花泉地域に係る申請です。

44ページ、33号から35号までの3件は、大東地域に係る申請でございます。

その下、36号から37号までの2件は、千厩地域に係る申請です。

その下、38号は、東山地域に係る申請です。

その下、39号から43号までの5件は、室根地域に係る申請でございます。

44号から49号までの6件は、藤沢地域に係る申請でございます。

除外理由につきましては、除外理由欄に記載されているとおりの目的で転用が計画されている土地となっております。

いずれの案件も公告縦覧期間が終了した後、県知事の同意を得た後に転用申請が可能となり、申請があった際には農業委員会総会でそれぞれ審議することとなります。

なお、担当課としましては、現在、岩手県と協議をし、土地の代替性等がなく、農業上の利用に支障がないことを岩手県と協議しながら進めている状況とのことであります。

次に45ページをお開き願います。

農用地区域への編入の申請でございます。

番号1号から4号までは花泉地域に係る申請です。

番号5号から7号までは千厩地域に係る申請でございます。

第8号は、藤沢地域に係る申請でございます。

編入理由につきましては、中山間協定農用地に加入するためや、土地改良事業施工区域に編入するために見直しを行うものがございます。

なお、編入につきましては、農業委員等による現地確認は省略しておりますのでご了承を願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第104号」の説明を終わります。

議 長

6 番  
佐藤 徹 委員

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方々による現地調査の結果の説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農振除外現地調査の一関地域の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は、先に報告いたしました3条なりの報告と同様でございますので割愛させていただきます。

報告内容、除外1から9号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

2 番  
渋谷 皓 委員

花泉地域の農振除外現地調査報告を行います。

現地調査日、令和元年10月11日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 自分、渋谷、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野寺委員、産業経済課主任 後藤 博之。

報告内容、除外10から32号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等もなく、農振除外に問題はないと思われま

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

21番  
畠山 潔 委員

農振除外現地調査、大東地域でございます。

現地調査日と調査員については3条と同じでございますので省略いたします。

報告内容、除外33から35号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題ないと思われま

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方。

12番  
佐藤 繁 委員

千厩地域の農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については先ほどの5条と同じですので割愛いたします。

報告内容、除外36から37号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振

議 長

13番  
鈴木 初男 委員

除外に問題はないと思われます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農振除外現地調査報告書。

現地調査日、令和元年10月11日、金曜日、午後1時半より、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 渡辺委員、菅原委員、事務局から阿部職員、東山支所 渡邊課課長補佐。

報告内容、除外38号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響はなく、農振除外に問題はないと思われます。

以上です。

議 長

4番  
千葉 綾雄 委員

ありがとうございます。

次に、室根地域をお願いいたします。

室根地域、農振除外現地調査報告をいたします。

現地調査日は令和元年10月11日、金曜日、午前9時より行いました。

農業委員 私 千葉、推進委員として熊谷、菅原、支所職員といたしまして畠山課長補佐、それから土屋主任主事。

報告内容でございますが、除外39から43号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われます。

報告いたします。

議 長

10番  
佐藤 和威治 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農振除外現地調査報告をするものであります。

現地調査日、現地調査員につきましては先ほどと同様ですので割愛させていただきます。

除外44号から49号について、別紙現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないものと思われます。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

11番 石川 誠司 委員		45ページの8番、墓地が田んぼになっている。現況田んぼ。 これもいいのでしょうかと思って、今、登記簿上はちゃんとなっているのでしょうか。
局 長 補 佐		直接の担当課からの答えというか、こちらのほうで理解しているのは、現況地目が田んぼだから、今回、編入するんですよというふうな理解をしているところでございます。
議 長		暫時休憩します。 (午後2時49分 休憩) (午後2時51分 再開)
議 長		再開いたします。 局長より答弁いたさせます。
局 長		ただいまのご質問ですね、登記地目が墓地で現況地目が田んぼということなので、もう既に墓地ではないということですね。 その経緯はよくはわからないんですけども、現状は田んぼということで、今回、中山間の協定農用地にそこも加えた上で、一体として農地として今後守っていくというふうなことです、特にほかのところに墓地の用地を確保するとか、そういうことは必要ないのではないかなというふうに思っているところです。
11番 石川 誠司 委員		やはりもう一度調べたほうがいいと思いますよ。 バラバラとやってね、結局田んぼだ、畑だと言ってしまえばそれで成り立つのかと、中山間に入ろうと入るまいとそれは別なことだね。
議 長		それでは、これを除き審議していただくことにしましょう。 私からの提案ですが、この8番については、この所有者からいつごろ、どういう形で墓地から農地になったのか、これらを確認したうえで、次回の総会に提案するというところで皆さん、いかがでしょうか。
議 長		(異議なしの声あり) ほかにございませんか。
議 長		(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長		(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第104号 一関市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ですが、編入の8番を除き可と決する方は挙手願います。

議

長

(挙手満場)

挙手満場です。

よって、「議案第104号」は編入の8番を除き可と決めます。

議

長

以上で議案審議が終了いたしました。

第14回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時54分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員